

協働事業評価制度の創設について（案）

1 協働事業評価制度の概要

- (1) 中間評価 事業の進捗状況等の確認
- (2) 最終評価 事業の実施結果の評価、協働の進め方の評価
- (3) 総合評価 区民協働推進会議が評価

2 中間評価（確認）

協働事業実施期間中に評価（確認）を実施する。

- (1) 協働事業の進捗状況等の確認（実施団体と事業関係課が話し合って評価）

上半期の事業の進捗状況と実施内容・結果を確認するとともに、下半期に向けて課題の改善を図るため、「協働事業中間評価（確認）シート」（別紙1）を作成する。

なお、中間評価（確認）の結果を区民協働推進会議に報告するため、補足資料として、事業内容などが視覚的に確認できる資料も合わせて作成する。

- (2) 中間評価結果への意見

区民協働推進会議は、実施団体と事業関係課の評価結果に対して、意見書を提出する。実施団体と事業関係課は、その意見を踏まえ、下半期の事業に取り組む。

提出された中間評価（確認）の結果を踏まえ、区民協働推進会議は、つぎのいずれかの方法により事業の確認を行うことができるものとする。

- ア 事業の視察を行う。
- イ 団体代表者からヒアリングを行う。
- ウ 追加資料の提出を求める。

3 最終評価

協働事業の終了後に評価を実施する。

- (1) 協働事業の実施結果に関する評価（実施団体と事業関係課が話し合って評価）

事業の実施結果や成果などを検証・評価するため、「協働事業最終評価シート〔事業編〕」（別紙2）を作成する。

- (2) 協働事業の進め方に関する評価（実施団体と事業関係課がそれぞれ評価）

協働の取り組み状況を検証・評価するため、「協働事業最終評価シート〔進め方編〕」（別紙3）を作成する。

4 総合評価

(1) 公開の場での報告と評価

事業実施団体は、協働事業の実施結果や成果などについて、公開の場で区民協働推進会議に報告する。

区民協働推進会議は、実施団体と事業関係課の評価結果と公開プレゼンテーションでの報告を基に、総合評価を行う。

(2) 審査結果の公表

区は、実施団体と事業関係課の評価結果および区民協働推進会議による総合評価の結果を公表する。